

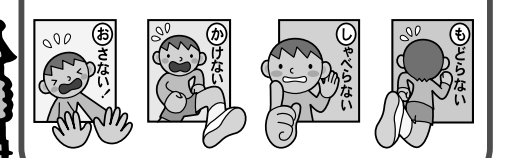
# 読めばなるほど!

## ぴっくす

いろいろな情報をまとめて紹介します

9月1日は「防災の日」です

### もしもの災害・・・あなたは大丈夫ですか？



災害は、いつでも、どこにでもやって来ます。

近年、世界各地で自然災害が頻発しています。日本でも今年、6月14日に岩手・宮城内陸型地震が発生し死者13名、行方不明者10名、負傷者449名という尊い人命が犠牲になっていました。

「災害は忘れた頃にやってくる」と昔から言われていますが、最近では「災害はいつでも、どこにでもやってくる」と言っても過言ではありません。

このような状況の中、私たちは、日頃から何をしなければならぬのか。

9月1日は「防災の日」です。いま一度、災害に対する備えをチェックしてみましょう。



地震などの災害に備えて

- まず落ち着いて身の安全を確保する
- 机やテーブルに身をかくす。
- あわてず外に飛び出さない。
- 狭い路地、塀ぎわ、崖や川に近寄らない
- 避難のテクニク
- 避難は徒歩で、持ち物は最小限に。
- 津波情報に注意する。



山崩れがけ崩れに注意する。

- 正しい情報の入手を心がける
- あわてず冷静に火災を防ぐ
- 地震の揺れがおさまってから火を消す。
- 非常時持ち出し品を備えて
- 災害が発生すると、「停電」「断水」「避難所に避難」など、突如として日常とはかけ離れた生活を余儀なくされま



このような場合に備え、日頃から非常時に必要な物品を備えておきましょう。

また、「非常持ち出し品」は、各家庭によってそれぞれ準備する内容が違います。

例えば、赤ちゃんがいる家庭では、「ミルクやオムツ」、要介護者のいる家庭では、「補助具の予備や常備薬」など、家族構成や人数に合わせた準備に心がけましょう。



### ●非常時持ち出し品リスト


市民防災訓練等の実施

市では毎年、災害時の被害者をすこしでも減らすべく、地域住民の皆さんの防災意識の高揚と、災害時の初期行動や役割の確認等を目的とした「市民防災訓練」や防災関係機関の連携体制に重点をおいた、より実践的な「防災総合訓練」を行っています。

**警報注意!**

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	基準費用額
居住費等の負担限度額(日額)	ユニット型個室	820円	820円	1,640円
	ユニット型準個室	490円	490円	1,310円
	従来型個室	490円 (320円)	490円 (420円)	1,310円 (820円)
多床室	0円	320円	320円	320円
食費の負担限度額(日額)	300円	390円	650円	1,380円

介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内の金額となります。

利用者負担段階

第1段階：本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者。  
 第2段階：本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人。  
 第3段階：本人及び世帯全員が住民税非課税であって、上記の第1・2段階以外の人。  
 基準費用額：上記に該当しない人。

介護施設でのサービス利用者は、サービス費用の1割に加えて、食費と居住費、日常生活費を自己負担します。

その際、低所得者が施設利用しづらくならないよう、上記に該当する方は所得に依じた負担限度額が設けられています。基準費用額との差額は、介護保険から給付される制度あります。

通所サービスにおける食費負担を除きます。



低所得者の施設利用には自己負担限度額があります

### 介護保険特定入所者介護サービス

自己負担限度額の適用を受けるためには、申請が必要となります。は1とふる

介護支援課もしくは、市役所社会福祉課の窓口で申請の手続きをお願いします。

申請が受理された場合、後日、介護保険負担限度額認定証<sup>①</sup>がお手元に届きますので、



必ずその証を施設に提示して下さい。

提示がない場合は、基準費用額を負担することになりますので、十分に気を付けてください。

詳しくは、左記まで。

市・介護支援課  
☎49・2558

9月30日は、介護保険料第2期の納期限です。

国は、後期高齢者医療制度の一部を見直し、平成20年度の保険料の軽減割合を拡大しました。

これにより、該当する世帯の方は、軽減割合が変更になります。



対象になる方	変更した軽減割合
今年度の均等割額が7割軽減されている方	均等割額が8.5割軽減になりました
「賦課のもととなる所得金額(1)」が58万円以下の方	所得割額が5割軽減になりました

1「賦課のもととなる所得金額」は、保険料額決定通知書でご確認ください。

現在、保険料が年金から天引きされている方(10月以降に差し引かれる方も含む)で下表のいずれかに該当する場合は、申し出により、納付方法を口座振替に変更することができます。

申し出により、確定申告される方の口座より同じ世帯の方の保険料を納めていただく、税控除の対象になります。



対象になる方
国民健康保険の保険料(税)を確実に納付していた方(本人)が口座振替で納める場合
年金収入が180万円未満の方で、同じ世帯の本人以外の世帯主または配偶者が口座振替で納める場合

国民健康保険の保険料(税)を確実に納付していた場合に限りです。

- 納め方の変更をお申し出いただいた場合、年金からの保険料の差し引きを中止します。お申し出の時期により、年金からの差し引きを中止する月は異なります。
- 口座振替を開始する月は、お申し込みの時期により異なります。

詳しくは  
 北海道後期高齢者医療広域連合  
 ☎011-290-5601  
 市・市民課  
 ☎42-1805

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成20年度の保険料の軽減割合を拡大しました